

## 南アフリカにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1 外資参入規制	日機輸	(1)	黒人社会の過剰擁護	・2003年に公布された黒人経済力強化政策(Black Economic Empowerment Act)が2015年より黒人への新たな優先要素が追加され、黒人がより優遇される基準(黒人社会への経済的利益貢献等)となり、日本企業にとって市場参入が難しくなりつつある。 ・黒人経済力強化政策(B-BBEE: Broad-Based Black Economic Empowerment)は、外国企業にとって達成困難な項目がある。	・外資参入障壁を軽減して頂きたい。 ・現在の基準を緩和して頂きたい。 ・B-BBEE制度のうち、外国企業に対する「所有権」要素の評価の見直し。	・黒人経済力強化政策(Broad-Based Black Economic Empowerment)
	自動部品					
	日機輸	(2)	産業育成プログラム(NIP)による外資参入規制	・南ア貿易産業省が推進する産業育成プログラム(National Industrial Participation Program)において、政府及び国営企業向けに契約金額総額US10百万ドル以上を超える場合、輸入額の30%相当を南アへの投資、国内企業への発注、南アからの輸出促進等を実施する義務を負う事になり、市場参入の障壁となっている。	・当該プログラムの見直し/撤廃を検討して欲しい。	・産業育成プログラム
9 輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	高輸入関税	・輸入品についてTV25%、AC15%、冷蔵庫25%と高率(国内組立製品、EU製は一部免除)。更にExcise Duty物品税も追加で負荷される。一方、洗濯機(1タブ仕様)、ビューティー商品などは無税。 明確な基準と高関税是正のロードマップが不透明。	・南アフリカ消費者の生活向上と経済活性化のために、電器製品の関税率の見直しをし、公正な競争ができるレベルの関税率を設定してほしい。	
	日鉄連	(2)	輸入関税引き上げ	・2015年9月25日、HS 7210.41、7210.49、7210.61、7210.70、7210.90、7212.30、7212.40、7225.99 "free" から10%に調整関税引き上げ。 2015年12月4日、HS 73.03、73.05、73.06 free および10%から15%に調整関税引き上げ。 2015年12月18日、HS7213.91、7214.20、7227.90、7228.30、77228.60の調整関税がfreeから10%へ引き上げ。 2016年2月12日、半製品、厚板、冷延等に対する調整関税が、freeから10%に引き上げ。 2016年6月10日、一部熱延製品に対する調整関税がfreeから10%に引き上げ。 2016年6月24日、棒鋼、線材等に対する調整関税がfreeから10%に引き上げ。	・関税率の引き下げ。	・Department of Economic Development Notice 1007 of 2015
	日鉄連	(3)	セーフガード措置の濫用	・2016年3月24日、熱延鋼板類のセーフガード調査を開始。 2016年7月22日、クロの仮決定ながらも、暫定措置無し。 2017年1月19日、重要事実の開示において、輸入の急増・損害・因果関係を認定するも、公共利益の観点から措置発動せずとの結論。 2017年4月27日、南アフリカ政府がITACによるセーフガード最終決定をWTO通達。 2017年8月11日、南アフリカ政府がセーフガード税率を公示(1年目:12%、2年目:10%、3年目:8%)。	・調査の取り止め。 ・日本材の対象除外。	
	日商	(4)	日本とのFTA未締結	・EU製車両の関税のみ25%から18%に7%優遇されており、日本製やアジア製などの輸入についてコスト競争力が低く競争が難しい。	・軽減税制を日本製やアジア製にも適用してほしい。	

經由団体: 各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
12	為替管理	自動部品	(1) 急激な為替変動	・為替変動が大きく、為替変動による為替差損のリスクが常にあり、長期的には現地通貨も安くなっている。投資した資金の利回りは低くなり、採算を確保するための課題が数多くある。	・中央銀行による為替水準の管理。	
15	価格規制	自動部品	(1) 資材物価の上昇	・各種の資材は選択肢が少ないうえに、リードタイムも長い。資材価格の水準も高く、毎年値上がり(Inflation)するため、コストは高率で毎年上昇している。	・金融政策の活用によるインフレ率のコントロール。	
16	雇用	日商	(1) 就労ビザ発行・更新手続の遅延	・2014年5月より、入管法が改正されたが、運用面での変更が度々あり、計画通りのビザ取得が難しい。 また、ビザ申請には、南アフリカ内務省が外注している企業を通す必要があるが、個人ではアゲ取りが困難のため、エージェントを通す必要があり、コスト・時間の両方に大きな負担がかかる。  (参考) ・企業内転勤ビザの有効期間が2年から4年に延長された。	・就労ビザのプロセスの最適化と緩和措置をお願いしたい。	・Immigration Act ・入管法
		日商	(2) BEE 制度の厳格化	・Black Economic Empowerment 制度が厳しく、新規参入の障壁が高い。また、BEE スコア獲得のために、多大なコストをかける必要がある。この影響により、有用な白人人材の海外流出が進んでおり、現地での人材確保が困難である。現状、逆アパルトヘイト状態となっている。 これに加え、現地からの調達率等も厳しく制限されているため、製造拠点の現地進出、プロジェクトへの参入障壁が高くなってきてしまっている。	・BEE 制度の緩和と外国企業への優遇措置を求めて頂きたい。	・2013: Revised B-BBEE codes of Good Practice
	自動部品	(3) 人材不足	・現地従業員の Manager クラスから上の給与水準が比較的高い上に、能率やスキルレベルの平均も高くないため、高い間接費となっている。	・義務教育の拡充。 ・賃金上昇率の管理。		
	日機輪	(4) 家族ビザ発給の遅延	・駐在員本人の就労ビザは比較的スムーズに発給されるが、帯同する家族へのビザ申請手続きが煩雑で、発給に時間がかかる。(3~4ヶ月)	・家族ビザ発給にかかる時間を短縮していただきたい。		
	自動部品	(5) 高い賃金上昇率	・現場 Worker は、算数等の基礎力が低くなく、病気休暇取得による休みも多い場合があり、生産性、能率も高いとは言えず、賃金も毎年上がり、結果的に直接人件費が毎年上昇している。	・義務教育の拡充。 ・賃金上昇率の管理。		
19	工業規格、基準安全認証	JEITA 日機輪	(1) 安全規格認証取得の困難・煩雑・遅延	・輸入通関に安全規格認証 LOA 提示が求められる。 これを取得するために CB Report EMC 準拠 Energy Efficient Report の提出が必要。 また一部商品では 南アフリカ専用プラグ仕様が求められる。 【支障となっている課題】 昨年まで3ヶ月であった認証取得期間が、現在は6ヶ月以上。 商品切替サイクルが通常1年である当業界において、タイムリーな新製品導入ができない。 一方ローカル生産品に対しては1~2ヶ月程度で認可される。 当局による LOA 申請書類確認にすら時間が掛かっている。時に必要書類提出後、2~3ヶ月経って追加書類、訂正等を求められ、再提出後更に、認証取得待機6ヶ月掛かることもある。	・当局 NRCS における承認期間短縮化(ローカル生産品と同じ1~2ヶ月)、即時提出書類確認を要望する。 ・また Energy Efficiency Report のような新規制を導入時には、同時にそれに対応できる人員を増員するなど、適切に対応してほしい。	・SABS 電気安全規格

經由団体: 各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
	日機輸			・南アフリカでは、電気製品に対する電気安全規格(IECEE)に対する準拠が求められており、輸入販売許可書として、Letter Of Authority(LOA)取得が義務付けられている。LOA発行はNational Regulator for Compulsory Specifications(NRCS)が担っておりますが、書類審査に時間が掛かる過ぎる為、製品輸入販売に支障を来している。LOA申請後約6カ月を要する。	・NRCS 審査担当者増員による速やかなる対応を望む。		
	日機輸	(2)	省エネ規制におけるIEC評価レポートの不受理	・2015年5月よりEnergy Efficient 規制発行。 安全規格認証取得の際にEnergy Efficiency Report 提出が義務化。 課題として、南ア規格はIEC欧州規格に準拠/連動しており、規制上にも両規格ナンバー関連性/対比がなされているにも関わらず、認証評価者によりIEC規格ナンバーに基づくレポート提出を拒否される。	・評価担当者による評価基準のばらつきを是正すると共に、規制で認可されているIEC評価レポートの受付を徹底して欲しい。		
	日機輸	(3)	不合理なEMC規制	・EMC規制について、以下の問題がある。 - 2017年4月24日にSABSのwebページにて予告なく、かつ施行日・強制日が6月1日で要求された。 - 適用までの猶予期間も適切に設定されないまま施行された。 - 認証取得のためには当局が認定する試験所が発行する試験レポートが要求される。 - 認定試験所が不十分なまま施行され、試験が実施できない、あるいは非常に長期間を必要とする。 - 発行されるCoCの有効期間は1年であり、毎年の更新が要求される。	・規則の見直し、および施行の延期。 ・適切な移行期間の設定。 ・当局認定試験所外の第三者試験所発行のレポートの受け入れ。 ・CoC有効期間の排除。	・Modification of the South African Bureau of Standards Program on Issuance of Certificates of Compliance Related to Electromagnetic Compatibility for Manufacturers.	
25	政府調達	日機輸	(1)	優先調達政策基本法(PPPFA)	・国内産業を守るための優先調達政策基本法(PPPFA: Preferential Procurement Policy Framework Act)により、政府調達において国内企業が優先されているだけでなく、民間企業の入札にも影響している。	・本政策の撤回。 ・海外の投資家や製品供給者に入札を平等に参加できるようにして欲しい。	・Preferential Procurement Policy Framework Act
		日機輸	(2)	B-BBEEによる入札の制限	・黒人経済力強化政策(B-BBEE: Broad-Based Black Economic Empowerment)により、政府所有の企業の入札に制限がある。	・本政策の撤回。 ・海外の投資家や製品供給者に入札を開放してほしい。	・Broad-Based Black Economic Empowerment Act 2003
26	その他	日機輸 日商	(1)	原子力協力協定の未締結問題	・2014年にかけて、アメリカ・フランス・ロシア・韓国・中国・EU・アルジェリアが原子力協定を締結している。南アフリカと日本政府間の原子力協定が未締結の状況は、現地スコープ増を期待する南アフリカ側への日本側からの情報提供などにも支障をきたすおそれがあり、日本企業の本件参画の足かせとなる可能性が出てきている。  (対応) ・2010年9月、日本・南アフリカ原子力協定交渉開始。	・原子力協力協定の早期締結。	
		自動部品	(2)	低成長続く南アフリカ経済	・南アフリカ経済は低成長(長期に渡る低いGDP)であるため、弊社の売上の伸びも期待薄である。	・確実な経済成長。 ・投資に対する魅力ある優遇策(Incentive)。 ・ポストAPDP(自動車生産開発プログラム)に向けた検討。	

経由団体: 各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。